



第 3 章

「お客様の声」を反映した改善事例

当社では、「お客様の声」をもとに、よりわかりやすく、安心いただけるよう、継続的に業務改善に取り組んでいます。

ここでは「お客様の声」を活かした改善事例の一部をご紹介します。

※「お客様の声」の【 】内は、それぞれ以下を意味しています。

【苦情】：お客さまから寄せられた「苦情」

【MOT】：従業員からの「MOT提案」

事例1

「保険金・給付金のご請求について」冊子改訂

【個人保険分野】

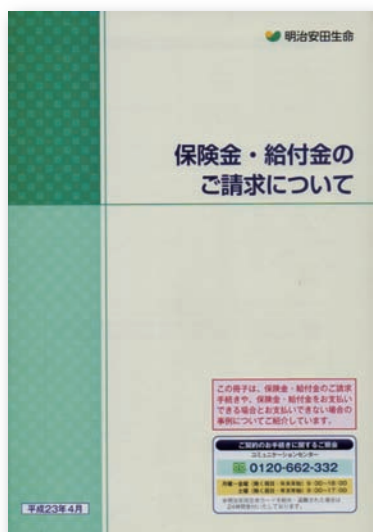
お客様の声

給付金支払いの該当可否について、事前説明をしてほしい【苦情】
 給付金請求時に提出する診断書は病院専用の診断書でもいいのか【苦情】
 同一疾病で複数回入院した際に1回の入院として通算される場合の取扱いについて、わかりやすく記載してほしい【MOT】

⇒ 改善内容

保険金・給付金請求に関するご案内冊子「保険金・給付金のご請求について」において、お支払事例を図解表示するとともに、病院専用の診断書でも原本であればご請求できる（注1）ことなど「よくあるご質問」のページを追加しました。（2011年4月～）

●冊子「保険金・給付金のご請求について」



事例3 入院給付金のお支払い(支払日数の限度)

入院特約(120日型)の例

お支払いする場合

■ 離床まで130日入院、退院日の翌日から180日経過後に同一疾病で90日入院されたケース。

120日経過後日数分お支払い

入院① → 入院②

入院②とは別入院とみなして90日お支払い

お支払いできない場合

■ 離床まで130日入院、退院日の翌日から180日以内に同一疾病で90日入院されたケース。

120日経過後日数分お支払い

入院① → 入院②

入院②と通算されるためお支払いできません

補足

- 同一の疾病を連続の原因として入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、原則1回の入院とみなします。ただし、異なる入院の連続日の翌日から180日経過後連続された入院については、別々な入院とみなします。
- 入院給付金は、入院日数が「1回の入院についての支払限度日数」かつ「通算した支払限度日数」以内の場合にお支払いします。

1回の入院および通算の支払限度日数はご契約の約款によって異なりますので、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

5. 同一疾病の入院給付金および異なる入院給付金の支払い	
① 1. 異なる入院給付金および異なる入院給付金のお支払いは、特約の旨に応じて、請求の支払日数となります。	イ 異なる入院給付金
② 2. 異なる入院給付金および異なる入院給付金のお支払いは、特約の旨に応じて、請求の支払日数となります。	イ 異なる入院給付金
③ 3. 同一の疾病を連続の原因として入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、原則1回の入院とみなして90日お支払いします。	イ 異なる入院給付金
④ 4. 異なる入院給付金および異なる入院給付金のお支払いは、特約の旨に応じて、請求の支払日数となります。	イ 異なる入院給付金

よくあるご質問

Q4 死亡保険金や入院給付金などは請求するのですか？

A1 死亡保険金は、指定されている死亡保険金受取人からの請求となります。また、入院給付金などは、原則としてご契約の補脚特約からの請求となります。

Q4 病院専用の診断書や他社の診断書で給付金の請求はできないのですか？

A4 病院専用の診断書や他社の診断書であっても原本であればご請求いただけます。ただし、診断書の記載項目や記載内容が不足しているなどの理由により、改めて当社所定の診断書をご提出いただくか、医師や医療機関から追加で証明をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q5 給付金と生存保険金を同時に請求したいのですが、一般の請求書ですべての手続きはできないのでしょうか？

A5 申し訳ございません。給付金や生存保険金、死亡保険金などのご請求にそれぞれ請求書が必要となります。なお、後述のご契約にご加入されている場合は、それぞれ請求書をご提出ください。
 (注) 診断書や本人確認に必要な印鑑証明書などの公的書類は兼用できる場合があります。

上記のご質問やご回答に関してご不明な点などがございましたら、担当または営業所・支社・コミュニケーションセンターにご連絡ください。

Q4 病院専用の診断書や他社の診断書で給付金の請求はできないのですか？

A4 病院専用の診断書や他社の診断書であっても原本であればご請求いただけます。ただし、診断書の記載項目や記載内容が不足しているなどの理由により、改めて当社所定の診断書をご提出いただくか、医師や医療機関から追加で証明をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(注1) 診断書の記載項目や記載内容が不足しているなどの理由により、改めて当社所定の診断書をご提出いただくか、医師や医療機関から追加で証明をいただく場合もあります

事例 2

「保険金お支払明細書」の改訂

【個人保険分野】

お客様の声

保険金支払いにおける税金の取扱いについて、詳しく説明してほしい【苦情】
「保険金お支払明細書」が届いたが、その中に記載されている保険料精算額がどのように計算されているのかを説明してほしい【苦情】

⇒ 改善内容

保険料精算額や その他お問い合わせの多かった記載項目に対する説明を記載し、税金の取扱いについては「税金についてのご説明」を新規に作成し同封することで、よりご理解いただけるようにしました。

また、明細書のサイズを従来のシーリングメール・ハガキシーラーから A4 版に拡大いたしました。(2011 年 4 月～)

● 保険金お支払明細書

135-0016 東京都 江東区 東陽 2-2-15 作成日 平成23年 4月 4日

■お問い合わせ先
お手続きにあたりましては万全を期しておりますが、お気づきの点がございましたら、下記順会先までお問い合わせください

お客様のお名前
東陽支社 東陽町営業所
TEL 03-1234-5678
電話による応対時間 (除く祝日・年末年始)
月曜～金曜 9:00～17:00
コミュニケーションセンター
TEL 03-1234-5678
受付時間 (除く祝日・年末年始)
月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00

このたびは保険者様には過去の由等、遠くからお悔やみ申上げるとともに、心からご哀悼をお祈りいたします。ご請求のお手続きが完了いたしましたので、保険金のお支払「保険金お支払明細書」を知らせていたします

お支払日	平成22年10月20日
お支払事由発生日	平成22年 6月15日
お支払合計金額	18,267,440円

収入金額 20,014,062円
必要経費 (正味払込保険料) 5,153,925円

普通死亡保険金	20,000,000円	契約者貸付現在高	562,797円
配当金	14,062円	保険料立替現在高	1,209,128円
保険料精算額 (+)	22,298円		
転換価格特約	3円		
遅延利息	3,002円		
支払額合計	20,039,365円	差引額合計	1,771,925円

＜ご説明＞

- お支払日が特約所定のお支払期日を超えたため、その翌日から支払手続日までの期間について遅延利息をお支払いしております。遅延利息の対象期間は次のとおりです。対象期間：平成22年10月19日から 1日間 利率：年6%
- 平成22年、5月分までの保険料を前払金としてお振替いたしました。
- 保険金の支払事由発生日が平成22年 6月15日ですので、平成22年 6月から 1ヵ月分の保険料 (22,298円) を「保険料精算額 (+)」として返戻させていただきます。
- 契約者貸付を支払事由発生日 (平成22年 6月15日) 時点で精算し、「契約者貸付現在高」として差し引きさせていただきます。

特約の規定による保険料のお立替えがございましたので、元利金を「保険料立替現在高」として差し引きさせていただきました。転換価格のうち転換後保険契約の責任準備金に振り替えられていない部分の元利合計額を支払事由発生日時点で精算し、「転換価格特約」としてお支払いをいたしました。

お支払日	平成22年10月20日
お支払事由発生日	平成22年 6月15日
お支払合計金額	18,267,440円

・複数のお手続きを同時に依頼された場合、明細書を別々に送付させていただきます場合がございますので、ご了承ください

・お受取になられた保険金は、ご契約の形態により税金の種類が異なります。所得税の対象となる場合は、記載の「収入金額」「必要経費」を申告時にご使用ください。税務申告の概要については同封の「税金についてのご説明」をご参照ください

収入金額 20,014,062円
必要経費 (正味払込保険料) 5,153,925円

・ 保険金の支払事由発生日が平成22年 6月15日ですので、平成22年 6月から 1ヵ月分の保険料 (22,298円) を「保険料精算額 (+)」として返戻させていただきました

事例 3

診断書の改訂

【個人保険分野】

お客様の声

給付金の請求で提出した診断書について、記載もれがあるために追記のうえ再提出してほしいと言われたが、また病院に診断書を取りに行くのは費用もかかり面倒だ【苦情】

診断書の記載内容不十分により査定に時間がかかったので、記載もれがないような工夫が必要だ【MOT】

⇒ 改善内容

保険金・給付金のご請求手続き時に提出いただく診断書について、自由筆記方式であった「経過欄」を「所定項目化」とするとともに、診断書のレイアウトや項目名称等を整理・変更して、証明いただく事項を明確にすることにより、医療機関による証明もれを防止するよう改訂しました。(2010年12月～)

●診断書（改訂後）

●診断書（改訂前）

旧形式の診断書には、自由筆記方式の「経過欄」があり、記載内容が不明確な場合が多かった。また、項目名称が統一されておらず、記載もれや重複が頻発していた。改訂後は、項目を明確にし、記載方法を統一することで、証明もれを防止し、査定時間を短縮する工夫がなされた。

新形式の診断書は、項目を明確にし、記載方法を統一した。特に「経過欄」を「所定項目化」し、記載内容を標準化したことで、証明もれを防止し、査定時間を短縮する工夫がなされた。

「経過欄」を所定項目化

事例 4

お支払事由をわかりやすく記載したご案内の作成

【団体保険分野】

お客様の声

団体信用生命保険に加入しているが、身体障害者手帳 1 級の認定を受けており高度障害状態だと思うのになぜ非該当になるのか説明してほしい【苦情】

改善内容

団体信用生命保険の高度障害保険金請求時にご提出いただく当社所定の障害診断書に、身体障害福祉法等に定める状態とお支払いの対象となる高度障害状態は同一でない点等、お手続き上の留意点やお支払いの対象となる高度障害状態についての説明を記載したご案内を添付しました。(2010年7月～)

● 団体信用生命保険 ご請求手続きのご案内 (高度障害保険金)

団体信用生命保険 ご請求手続きのご案内 (高度障害保険金)

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
ご加入者様におかれましてはご病気の由承り、心よりお見舞い申し上げます。
のご案内では、団体信用生命保険の保険金のご請求手続きについてご説明をしております。ご請求の
手続きの前にこの一読のうえ、お手続きくださいようお願い申し上げます。

敬 具

I. お支払いの対象となる高度障害状態について

保障開始日以後の傷害または疾病により、保障期間中に次の 1～8 のいずれかの状態になられた場合、
高度障害保険金のお支払いの対象となります。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を醸し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を醸し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を
全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

ご 注 意

- ・発病または受傷から日が浅く、症状が固定していない場合は、高度障害状態に該当しません。
※高度障害状態の認定にあたっては、ご状態が所定の障害状態となり、かつ、回復の見込みがない(症状固定)と判断される必
要があります。
- ・発病は、身体障害者手帳の認定申請後、発病(受傷)から 6 ヶ月経過後の症状にて医師の判断がなされるのが一般的です。
発病または受傷から発病の日よりご請求を行います。症状固定の判断がなされず、再度、症状固定後に診断書の提出が
必要となる場合がありますので、あらかじめご留意ください。
- ・1/4 以上により障害状態が改善する可能性がある場合は、高度障害状態に該当しません。
- ・一時的に悪化し再び元の状態に戻ったものの、その後回復をされた場合は、高度障害状態には該当しません。
- ・身体障害者福祉法・国民年金法に定める状態、公的介護保険制度による認定と、団体信用生命保険の
お支払いの対象となる高度障害状態は、同一ではありません。
※身体障害者手帳 1 級の認定があっても、高度障害保険金のお支払いの対象とはなりません。
※公的介護認定がなされていても、高度障害保険金のお支払いの対象とはなりません。
- ・障害によって収入が阻害され、収入が得られなくなること、高度障害保険金のお支払いの対象と
なることは、必ずしも一致しません。
- ・生命保険・損害保険には、様々な種類の保険金・給付金があり、それぞれお支払いの対象となる事由
が定められています。また、お支払いの対象となる事由が同じものでも、ご加入時期等によってお支
払いができる場合とできない場合があります。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が 0.05 以下になって、回復の見込みのない場合
をいいます。

該当しない
具 体 例

視野狭さく(半盲等、視野の一部が欠損するもの)および眼瞼下垂(上まぶたが下がって目が閉じ
たままか、わずかしが開かない状態)による視力障害は視力を失ったものとはなりません。

2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは以下の 3 つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不
能になり、その回復の見込みのない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の表出が不可能となり、その回復の見
込みのない場合
③ 声帯全部ででき出しより発音が不能な場合
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食(「かゆ食」は含まれません)以外のもの
は摂取できない状態、その回復の見込みのない場合をいいます。

該当しない
具 体 例

脳出血の後遺症により、言語機能が不自由な状態にあるが、単語の発語により意思の表出が可能な
場合は言語の機能を失ったものとはなりません。
※嚥下の機能を失ったものは含まれません。

3. 中枢神経系または精神に著しい障害を醸し、終身常に介護を要するもの

4. 胸腹部臓器に著しい障害を醸し、終身常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その他始末、および衣服着脱・起居・歩行・
入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

該当しない
具 体 例

① 片麻痺
「常に介護を要する」状態ではなければ該当しません。
(「脳梗塞」の後遺症として左手の麻痺が生じ、入浴
や排便の補助を、歩行については、いずれも常に人
の介護を要する状態ではあるもの。右半身は正常に
動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は
自分で行うことができる場合など)
② 判別院による人工透析のみ
「常に介護を要する」状態ではなければ該当しません。
③ 心臓永久ペースメーカーの埋め込みのみ
「常に介護を要する」状態ではなければ該当しません。
④ 脳血管障害による在宅酸素療法のみ
「常に介護を要する」状態ではなければ該当しません。

5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものであり、以下の 2 つの場
合をいいます。
(1) 上肢の完全運動麻痺で、回復の見込みのない場合
(2) 上肢の 3 大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合

■ 上肢の完全麻痺
■ 上肢の完全マヒ
■ 上肢の完全強直
■ 上肢の切断かつ
1 上肢の完全マヒ
■ 上肢の切断かつ
1 上肢の 3 大関節完全強直

身体障害者福祉法・国民年金法に定める状態、公的介護保険制度による認定と、団体信用生命保険のお支払いの対象となる高度障害状態は、同一ではありません。

※身体障害者手帳 1 級の認定があっても、高度障害保険金のお支払いの対象となるとは限りません。

※要介護認定がされていても、高度障害保険金のお支払いの対象となるとは限りません。

事例 5

保険金・給付金請求書のご記入例の改訂

【団体保険分野】

お客様の声

総合福祉団体定期保険の保険金・給付金請求書ご記入例に請求印に関する説明を入れてほしい【MOT】

総合福祉団体定期保険の保険金・給付金請求書ご記入例に「遺族が主契約保険金のみを受取る場合」とあるが、高度障害保険金のご請求の場合もあるので「遺族または被保険者が…」に変更してほしい【MOT】

⇒ 改善内容

総合福祉団体定期保険の保険金・給付金請求書ご記入例について、MOT提案をふまえ、ご請求印に関する留意事項を追加し、「遺族または被保険者が主契約保険金のみを受取る場合」に変更しました。(2011年3月～)

●総合福祉団体定期保険の保険金・給付金請求書ご記入例

書類	留意点
1) 保険金・給付金請求書	●受取人が対象規程に定める受給者の場合で、主契約の請求金額が500万円を超える場合は、印鑑証明書と同一の印を押印ください。 ●受取人が未成年の場合は、親権者・後見人のご署名、押印が必要となります。
2) 代表受取人選任届(1書面)	●受取人が2名以上の場合は代表受取人を選任し、「代表受取人選任届」に記載の<確認事項>を必ず読みかえ記入、押印ください。 ●なお、受取人が未成年の場合は親権者・後見人のご署名、押印が必要となります。
3) 団体保険用 死亡証明書または死体検察書	【団体保険用 死亡証明書】 ●加入日・発病日から3年を経過した死亡または災害死亡の場合は、当社所定外の死亡診断書でもご請求できます。 【死体検察書】 ●加入日・発病日から3年を経過した死亡保険金請求についてはコピーでも請求できます。
4) 団体保険用 診断書	●医師機関にて証明を依頼のうえご提出ください。
5) 「団体保険用 入院・手術証明書(診断書)」もしくは「入院状況報告書と医療機関発行の収収書等(コピー)」	●受取後、受領日、傷病名、入院日、退院日が記載されていれば、当社所定外の診断書でもご請求できます。 【入院・手術証明書(診断書)】の提出に代わる取扱い 医療機関に依頼する前にご確認ください 以下の取扱条件すべてを満たす場合、「入院・手術証明書(診断書)」のご提出に代えて、「入院状況報告書」と入院期間が自動的に確認できる医療機関発行の収収書等(コピー)をご提出いただくことでご請求できます。 【入院状況報告書の取扱い条件】 ●各医療機関の請求金額が10万円以下 ●入院期間が自動的に確認できる医療機関発行の収収書等(コピー)の添付 ●退院後の請求(入院中・転院時・転院入院のときはお取扱いできません。) ●医療機関でのご入院であること(療養院・療養所は除く)
6) 受領状況報告書(団体保険用)	●事故発生状況、経過、経過を詳しく記入ください。 ●賠償する額が確定したとき記入したのみならずご提出ください。 ●死亡保険金・高度障害保険金の請求でも受領状況が不明確な不慮な転落や転倒などの場合ににご提出いただくことがあります。
7) 交通事故証明書	●交通事故を警察へ届出済の場合は事故発生場所を管理する各都道府県の自動車安全運転センターに交付申請のうえお取り寄せください(当社へご提出ください)。 ●交通事故証明書は必ず二枚ご提出ください。
8) 被保険者の戸籍謄本(抄本)(または住民票)	●主契約の請求金額が500万円を超える場合に提出ください。(500万円以下はご提出不要です)。 ●発行後6か月以内のものが必要となります。 ●ご死亡の場合は、被保険者の死亡日が記載されているものをご提出ください。
9) 受取人の戸籍謄本(抄本)(または住民票)	●受取人が対象規程に定める受給者の場合のみご提出ください。 ●発行後6か月以内のものが必要となります。 ●受取人が未成年の場合は、親権者または未成年後見人が判明する戸籍謄本をご提出ください。 ●(※)受取人全員の判明のため、転居前後の戸籍や改訂戸籍などが必要となる場合があります。ただし、主契約の請求金額が500万円以下の場合には、受取人が2名以上であって代表受取人おひとりからの請求手続きも可能ですので、その場合、代表受取人が受取人のひとりであることが判明するものをご提出ください。
10) 受取人の印鑑証明書	●受取人が対象規程に定める受給者の場合で、主契約の請求金額が500万円を超える場合に提出ください。(500万円以下はご提出不要です)。 ●発行後6か月以内のものが必要となります。 ●受取人が未成年の場合は、親権者・後見人の印鑑証明書を提出ください。 ●受取人が2名以上の場合は、受取人全員の印鑑証明書を提出ください。
11) 本人確認書類(コピー)	●受取人が対象規程に定める受給者の場合で、給付金額が500万円を超える場合に提出ください。(500万円以下はご提出不要です)

書 類

保険金・給付金請求書

留 意 点

- 受取人が対象規程に定める受給者の場合で、主契約の請求金額が500万円を超える場合は、印鑑証明書と同一の印を押印ください。
- 受取人が未成年の場合は、親権者・後見人のご署名、押印が必要となります。

遺族または被保険者が主契約保険金のみを受取る場合

ご記入例

遺族または被保険者が主契約保険金のみを受取る場合

実際に書類に記入する前にご記入ください。印刷・書き直しも可能です。

請求内容・請求金額は必ずご記入ください。

請求番号・被保険者番号・被保険者氏名を必ずご記入ください。

当社にお届けの団体名、代表者名・印鑑を押印ください。

氏名・生年月日・性別・住所・電話番号をご記入ください。受取人が未成年の場合は親権者・後見人様もあわせてご記入・押印ください。

会籍機関名、本支店名、請求理由、口座番号、口座名義人をご記入ください。金融機関コード・本支店コードがわからない場合は、管轄の本店までお電話です。ゆうちょ銀行口座をご指定の場合は振込用紙もご記入ください。

請求金額が100万円を超える死亡保険金請求で、被保険者と受取人の住所が異なる場合はご記入ください。(※)に記載の本人住所と同一の場合はご記入不要です。

保険金請求の場合で受取人が2名以上になるときは、裏面の「代表受取人選任届」に記載の<確認事項>をご確認のうえお手続きください。

事例 6

「年金受取予想額試算書」の開発

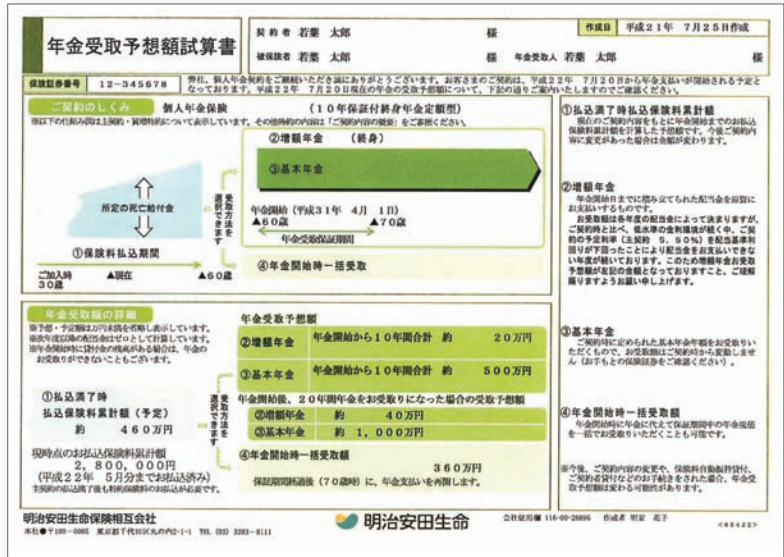
お客様の声

個人年金に加入しているが、払い込んだ保険料の累計額に対して、実際に受け取る年金額などの契約内容について年金開始の前に案内してほしい【苦情】

⇒ 改善内容

年金受取予想額をお知らせする「年金受取予想額試算書」を新規に作成し、「ご契約内容確認活動」において、「ご契約内容の概要」とあわせて活用することで、個人年金にご加入のお客さまへのご案内を充実しました。(2010年12月～)

●年金受取予想額試算書



事例 7

特約更新手続きのご説明の充実

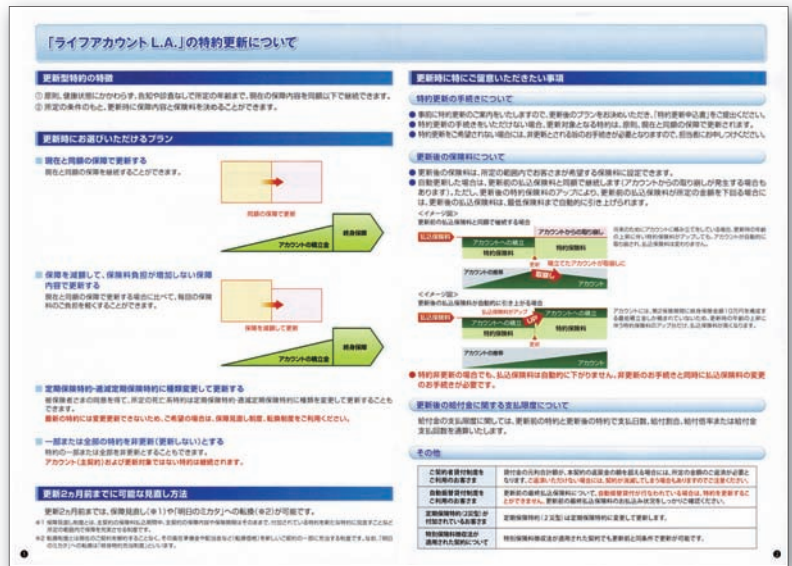
お客様の声

特約更新の案内が届いたが、どのように手続きしていいのかわからないので、説明をしてほしい【苦情】

⇒ 改善内容

2000年4月に発売した「ライフアカウントL.A.」の特約更新・保険料払込期間満了の手続きの開始にあたり、「特約更新・保険料払込期間の満了について」冊子を新規作成しました。本冊子を活用することにより、更新の手続きや更新後の保険料、保障内容、アカウント(注2)等ご留意いただきたい事項について、お客さまへのご説明を充実しました。(2010年2月～)

●特約更新・保険料払込期間の満了について



(注2)当社主力商品の「ライフアカウントL.A.」の第1保険期間中の主契約

事例 8

正確なご説明のための「補助資料」の作成

お客様の声

ライフアカウントL.A.に加入しているが、アカウントについて説明をしてほしい【苦情】

解約後はmapサービス(注3)のポイントの利用できないのか【苦情】

主契約保険料払込期間満了後の特約保険料の払込みについては、どのような手続きが必要なのか詳しく説明してほしい【苦情】

→ 改善内容

お客さまにご加入いただいている契約内容や各種手続きに関して、より詳しく正確にご説明するための「補助資料」(保全サポートチラシ)を2009年から作成しご提供していますが、2010年度は新たに「アカウント編」(2010年8月～)、「map編」(2011年1月～)、「主契約保険料払込期間満了編」(2011年1月～)を作成しました。

アカウント編(表)

アカウント編(表)の表紙と目次部分。ライフアカウントL.A.のアカウントについて、特にご留意いただきたい事項を3つのポイントで説明しています。

map編(表)

mapサービスご利用にあたりご留意いただきたい事項(ご契約時)の表紙と目次部分。ご契約者の変更手続きをされる場合のご注意点を説明しています。

主契約保険料払込期間満了編(表)

主契約保険料払込期間満了後の特約保険料のお払込みにあたりご留意いただきたい事項の表紙と目次部分。主契約保険料の払込期間満了後の特約保険料の払込みについて説明しています。

アカウント編(裏)

アカウント編(裏)の裏面部分。4. 買付金の元利合計額が返戻金の額を超える場合、所定の金額のお払込みが必要となります。5. アカウントには換立債権があります。

map編(裏)

mapサービスご利用にあたりご留意いただきたい事項(ご解約時)の裏面部分。ご契約を解約される場合のご注意点を説明しています。

主契約保険料払込期間満了編(裏)

主契約保険料払込期間満了後の特約保険料のお払込みにあたりご留意いただきたい事項の裏面部分。特約保険料の払込方法変更の手続きについて説明しています。

(注3)mapサービス…獲得したポイント数により、「健康サービス」、「ライフ & ヘルスサポートグッズプレゼント」、「ライフサポートファイナンス」、「抽選キャンペーン」のサービスを受けることができます。